

それでは皆さん、ゆうちゃん。

いよいよ最後の第7章

《健全なサロン運営のために》を学んでいきましょう。

ゆうちゃん：「はい。」

ゆうちゃん、学校の社会科の授業で、「歴史」を学ぶでしょ？

ゆうちゃん：「うん。」

歴史って何で学ぶんだと思う？

ゆうちゃん：「知ってるよ！社会の先生が言ってた。
過去の失敗を繰り返さないため！なんだよね。」

おっ！すごい！すごい！よく知ってたね～。

歴史を学ぶ意味は、ゆうちゃんが言ったように、

- ◇「過去の失敗から学び、同じ過ちを繰り返さない。」ということと、
- ◇「常に社会は変化している！」ということに気付くことね。

例えば、長く続いている企業や老舗のお店は、
いろんな社会の変化に対応して自分たちも変化してきたから、長く続いているのね。

反対に、その社会の変化に対応できなかった企業やお店の多くは、
残念ながら無くなってしまっていますね。

そして、常に社会が変化していることに気付けるようになったら、

- ◇「今、自分が何のために、どう行動すべきなのか！」ということが、
自分で考えられるようになるのよ。

ゆうちゃん：「そうなんだ～～」

ということで、まずは、エステティック業の歴史と社会的背景を学びましょう！

ゆうちゃん：「はい。」

1. エステティック業の歴史と社会的背景

エステティック業は、社会全体の高度経済成長の流れを受け、1960年代～1970年代に多くの事業者が参入して、成長しはじめたのね。だけど、エステティック業は国家資格ではなく、業法も無いため、サロンによって、運営や技術力に大きな差があったんです。

そして、契約に関することや、施術サービスによる身体被害などの消費者被害が急激に増えて、1999年（平成11年）には、**国民生活センターへの消費者からの相談件数が1万件**を超えてしまったんです。

そしてその同じ年に、**特定商取引法の『特定継続的役務』**に指定されました。

業界としての課題はたくさんありましたが、2002年（平成14年）には、**総務省の【日本標準産業分類】**に、エステティック業として登録され、産業としては社会に認められたんですね。

ところが、産業として社会に認められたものの、国民生活センターへの消費者相談件数は増える一方でした。

消費者庁が設立される前の年の2008年（平成20年）には、**1万5千件を超えて**しまったんです。

その間、行政からは、エステティック業界全体への指導が行われていて、2000年（平成12年）には、「**エステティック業界における事業活動の適正化に関する自主基準**」が作成されました。

そして、経済産業省とエステティック業の代表メンバーによって、エステティック業の健全な発展のための研究会が何度も行われ、2003年（平成15年）に経済産業省より、「**エステティック産業の適正化に関する報告書**」が、公式に発表されました。

この報告書は、**エステティックサロンが法律を守って健全に運営していくことで、《消費者が安心してエステティックサロンを利用できるようにする》**という目的で、**【エステティック認証制度】**を普及していくという内容です。

【エステティック認証制度】とは、

「**エステティック産業の適正化に関する報告書**」に則って、
【**機器・サロン・試験制度**】に対して、エステティック業としての《**基準**》や
《**規格**》を定めて、その《**基準**》や《**規格**》に合っているかどうかを審査して、
合っていれば、【**認証**】与えられるという制度です。

【**認証**】を取得した事業者は、【**認証マーク**】を消費者や取引先に表示することで、
「**安全で安心**」な事業者としての証明になるんです。

日本工業規格のJISマークや、特定保健用食品のトクホマークのエステティック版と
いうことですね。

そして、その【**認証事業**】を実施するために、
2004年（平成16年）に、**日本エステティック機構**が設立されました。

ゆうちゃん、ここまでの流れは理解できたかな？

ゆうちゃん：「うん。今までの章でも、
何度も歴史の流れを学んできたから、よく分かったよ〜♪」

はい。それでは次は、歴史を学ぶことの意味のふたつめ！

◇「常に社会は変化している！」ということに気付くことね。

その観点から、エステティック業界の動きと【**エステティック認証制度**】、
そして社会の変化について、学んで行きましょう。

ゆうちゃん：「はい。」

2. 日本エステティック機構 【 エステティック認証制度 】

エステティック業界の中には、いろいろな目的の【協会】や【団体】がありますが、ここでは主に、行政からの指導を直接受けて、エステティック業に関連する**法律に関するルール**を作成している業界団体の動きと【**認証制度**】、国民生活センターへの消費者相談件数の現状を一緒に見て行きますね。

まずは、2004年（平成16年）に【**エステティック認証制度**】の実施を目的として設立された《**日本エステティック機構 JEO**》ね。

日本エステティック機構は、業界団体ではなくて**第三者機関**と言われる組織です。

最近では、新聞やテレビのニュースなどでも、いじめやパワハラなどの問題に対して、「実態を明らかにするために、弁護士などの有識者で組織された**第三者委員会**で調査をする」などと報じられるようになりましたね。

《**日本エステティック機構 JEO**》は、業界団体ではなく、役員の半数以上が公正な判断ができる弁護士、大学教授、会計士、消費者団体の役員などの有識者で組織されていて、**第三者的な立場で認証事業**を行っている**第三者機関**です。

それでは、**日本エステティック機構**が設立されてからの業界の動きを見てみましょう。

2004年（平成16年）、**日本エステティック機構**が設立

2007年（平成19年）、**日本エステティック振興協議会**が発足

同じく、2007年（平成19年）、経済産業省より、
「**エステティックサロンの認証制度の在り方**」が発表

その発表に基づいて、2007年から「**エステティックサロン認証**」がスタート

2008年（平成20年）、**日本エステティック振興協議会**より、
エステティック業界のルールブックとして、
「**エステティック業統一自主基準**」が発行

同じく、2008年「**エステティック機器認証**」がスタート

2010年（平成22年）「**エステティシャン試験制度認証**」がスタートしました。

それではここで、エステティック業界団体構成図を見てみましょう。

今までも何度も出てきましたが、エステティック業界の中心団体として、経済産業省から直接指導を受けている《日本エステティック振興協議会》ね。

その**構成団体**として、

1972年（昭和47年）設立の、個人のエステティシヤンの教育を行う職能団体
《日本エステティック協会 Ajesthe》

1987年（昭和62年）設立の、エステティックサロンを営む事業者の団体
《日本エステティック業協会 AEA》

1995年（平成7年）設立の、エステティック業に携わる機器・化粧品メーカーの団体
《日本エステティック工業会 JEIA》

協力団体として、

1978年（昭和53年）設立の、エステティックサロンを営む経営者の団体
《日本全身美容協会》

これらの団体が、エステティック業の**法律に関するルール**を作成している業界団体です。

そしてこの左側の、

1992年（平成4年）設立の、《日本エステティック研究財団》は、エステティックの安全性や衛生面での研究、営業者の経営倫理の確立を通して消費者被害の防止を図り、エステティック業界の健全化を実現することを目的として設立された、医師を中心とした研究財団です。

その**構成団体**としては、

理容師の組合の、《全国理容生活衛生同業組合連合会》

美容師の組合の、《全日本美容業生活衛生同業組合連合会》

エステティック業からは、先ほども出てきました、

《日本エステティック協会 Ajesthe》と

《日本エステティック業協会 AEA》、この4団体からなっています。

それでは、次にそれらのエステティック業界団体の動きと、国民生活センターへの消費者相談件数を見てみましょう！

エステティック業界の動きとしては、各団体に所属する経営者、サロン運営責任者、エステティシャンを中心に、『**エステティック業統一自主基準**』を守ってサロンの運営を行うように、セミナーや勉強会、出版物などで指導が始まりました。

さらに、2009年（平成21年）に**消費者庁が設立**されて、取り締まりが厳しくなったことで、事業者にとって『**法令遵守に関する業務改善**』は、最優先事項になったんです。

その結果、2008年（平成20年）には1万5千件を超えていた消費者相談件数が、2009年（平成21年）には約1万件と3分の1の減少、2010年（平成22年）には7,000件台になって、ピーク時の約半数まで減少しました。

ですが、半減した後の2010年（平成22年）から2017年（平成29年）まで、毎年年間7,000件を上回っていて、現在もその相談件数に大きな減少の兆しは見ていません。

2018年（平成30年）の発表では反対に増加していて、8,500件を上回っています。

そして、その消費者相談内容は、一部の悪徳事業者の詐欺的被害によるものや事業者の倒産の他に、

- ・『**強引な販売や威圧的な接客**』、
『**サロン独自の勝手なルールを作って、クーリング・オフや解約に応じない**』などの、販売方法や契約・解約に関することや、接客に関すること。
- ・『**身体に火傷や筋肉の損傷など、後遺症が残っている**』などの、技術や取扱機器の基礎知識や技術力の教育に関すること。
- ・『**予約日にサロンに行ったらサロンが無くなっていた**』などの、運営に関すること。

など、国民生活センターへの相談内容自体は、2008年（平成20年）とほとんど変わっていないのね。

そして、その対象事業者の多くが、エステティック業界団体には所属していなくて、関連する法律を『**知らない**』、『**知らなかった**』という事業者がほとんどなんです。

ではなぜ、このようなことが起きるのかというと、
エステティシャンは国家資格ではないので、
エステティックサロンを出店する際に、規制する《業法》がありません。

なので、その他の関連する法律をほとんど知らずに、
色々なきっかけから簡単にサロンがオープンできてしまうんですね。

例えば、

- ・事業として新規参入で異業種から起業する方
- ・エステティックサロン運営企業で数年経験して、経営者として起業する方
- ・エステティシャンとして数年経験して独立する方
- ・エステティシャン養成校を卒業してサロンをオープンする方
- ・化粧品販売のキャリアから、サロンをオープンする方
- ・化粧品メーカーや機器メーカーの短期教育を受けてサロンをオープンする方
- ・趣味のアロマセラピーなどをきっかけにサロンをオープンする方

など、そのきっかけは様々です。

今まで学んできたように、エステティック業には《業法》はありませんが、
エステティック業として規制されている《特定商取引法》や《薬機法》
《抵触してはいけない関連する職業の業法》など、
運営していく上で守らなくてはならない法律がたくさんあるでしょ？

だけど、サロンをオープンする時にエステティック業界団体に所属していないと、
それらの正確な情報が入手しにくいのね。

2003年（平成15年）に、

経済産業省からエステティックサロン運営のガイドラインとして、

「**エステティック産業の適正化に関する報告書**」が発表された当時、

『**エステティック業界団体への入会率は、全事業者数の3割にも満たない**』と
言われていましたが、その比率は今も大きくは変わっていないと考えられます。

大手サロンはマスコミを利用した広告宣伝を行うので、たくさんあるように感じられますが、

2002年（平成14年）に経済産業省が行った【特定サービス産業実態調査】では、
エステティック事業者の9割は《**就業者が10人未満の小規模・個人サロン**》と
なっていて、その比率は大きくは変わっていないと言われています。

そしてその小規模サロンが情報を得ているのは、
エステティックサロンが規制されている法律に関しては、
あまり知識を持っていない、メーカーやディーラーから得ている、
というサロンがほとんどなのね。

メーカーやディーラーは良い商品を提供するのがお仕事なので、
運営に関することはサロン運営をしている自分たち自身が、正確な情報を得て、
それを学んで、サロン運営に活かして行くことが大切だ！ということです。

今まで学んできたように、「消費者保護」を強化している社会全体の動きと、
エステティック業界の動きから見てみると、

- ・ エステティック業界でも、『小規模サロンだから』『個人サロンだから』
という規模の大小は関係ないということ。
- ・ 「他の事業者もやっている」、「メーカーに言われた」、「知らなかった」
など、今までは見逃されていたことも許してもらえなくなってきている、
ということです。

ゆうちゃん、ここまでエステティック業界の歴史を学んできて、
歴史を学ぶことの意味のふたつめの、

◇「社会は変化している！」ということに気付けたかな？

ゆうちゃん：「うん。どんどん変化していく中で、
ルールもちゃんとできてきているんだね。
今までお勉強してきた法律が、
すごく関係しているのもよく分かったよ。
だけど、社会が変化しているのはよく分かるけど
何をどうしたらいいんだろう？」

そうね。何をどうしたらいいのかわからない人も多いわよね。

《エステティック認証制度》は、
それらの問題を解決する具体策としてできたのよ。

ゆうちゃん、第5章の【広告についての法律の、本当の意味】のところで、サロンを運営する事業者が、
法律という【ルール】を正しく知って、健全なサロン運営に取り組むことで、結果的に、お客様に信頼されて、永く喜ばれるサロンになって、サロンを守ることに繋がる。

そしてそれが、消費者から見て、エステティック業界全体への信頼となって、サロンの利用者が増えて、業界全体の発展に繋がる、ということを学んだでしょ？

覚えてるかな？

ゆうちゃん：「うん。覚えてるよ〜！」

実はね、残念なことに、今はその反対のことが起きているの。

今まで学んできた消費者相談件数の多さから、エステティックサロンは、一般の消費者から見て、「**行ってみたい♪**」とは思うけど、料金や契約内容の不透明さや、「**高そうだし！**」「**強引に契約させられそうだし！**」

「**広告の何が本当なのか分からないから、どこに行けばいいのか分からない！**」
という心理と、「**実際に通ってみたけど、思っていた結果が得られなかった！**」

という技術力や接客に満足できなかった、という体験などから、

2010年（平成22年）には1,000万人を超えていた利用者数が、年々減少して、2016年（平成28年）には460万人と2010年の半数を下回ってしまっているの。
「レジャー白書2017」（公益財団法人 日本生産性本部）

一般の消費者は、長く続いている大手事業者や個人の老舗サロンに対しては、その社会的な立場や歴史から、《**優良サロン**》だと認識するわよね。

でも、一般的なサロンは、お客様に対して、自分なりには一生懸命エステティックサービスを提供していても、消費者から見て、法的知識が不足していて、悪意はないけど法律違反をしている《**一般のサロン**》と、元々消費者を騙して利益を得ようとしている《**悪徳サロン**》の違いがよく分からないのね。

例えば、第5章で学んだように、

法的知識が不足している《**一般のサロン**》のBefore&After 写真を使用して誇大表現された広告表示と、

《**悪徳サロン**》の極端に修正されたBefore&After 写真や、有利誤認表示やおとり広告を比較して、消費者が悪徳サロンを選んでしまうことで、

また消費者被害が増えてしまっているのね。

これらのことから、エステティックサロンは消費者から見て、「行ってみたい♪」と思われているのに、業界としての信頼性の低さから、エステティックサロン自体の利用率が年々低下してしまっているのが現状なの。

そこで「**悪意はないけど法的知識が不足しているサロン**」が、効率的に法的知識を得られ、それをサロン運営に活かせるようにする事で、消費者が《**良いサロン**》と《**悪徳サロン**》をはっきりと見分けられるようにするための制度が、この【**エステティック認証制度**】なんです。

そのための、《**エステティック認証制度**》は、3つあります。

- ◆ エステティックサロン認証制度 を中心に、
- ◆ エステティック機器認証制度
- ◆ エステティシャン試験制度認証 があります。

【**認証**】を取得した事業者は、

【**認証マーク**】を消費者や取引先に表示することで、

経済産業省のガイドラインに適合した「**安全で安心**」な事業者としての証明ができるのよ。

ゆうちゃん : 「そういうことなんだ〜！」

ゆうちゃん、どうすればいいのかわかってきたかな？

それでは、これらの認証制度をひとつずつ説明していくわね。

ゆうちゃん : 「はい。」

3. エステティック認証制度 《 エステティックサロン認証 》

まずは、《 **エステティックサロン認証** 》で、
これはエステティックサロンの運営に対する認証制度です。

この認証基準は、2007年（平成19年）、経済産業省より発表された、
「 **エステティックサロンの認証制度の在り方** 」に基づいて決められています。

その内容は、国民生活センターへの苦情・相談の9割を占めていた、
「 **契約・営業上の課題** 」と「 **安全・衛生上の課題** 」を減らすことを目指して、

- ① 消費者との間で適正な契約・取引等を行っていること
- ② 安全なエステティックサービスを提供する上で必要な知識と技能を有した者がサービスを行っていること、と発表された内容に基づいて、
 1. サロンの運営管理体制について
 2. 集客・広告について
 3. 消費者相談窓口の設置について
 4. 契約の適正化について
 5. 確認及び改善について

《 特定継続的役務提供を行っているサロン 》は48項目、
《 都度払いだけのサロン 》は30項目の基準が定められています。

《 **エステティックサロン認証** 》の手続きは、
事業者が申請に必要な書類を作成して提出し、その内容が関連する法律に対して、
法律が適切に守られているかを書類審査と、実際のサロンの現地審査を行って確認
するコンプライアンスチェックが行われています。

もしその時に不備があれば、
審査に落ちるのではなくて、
そこで正しい法的解釈と、対応策を指導してもらえます。

なので、サロン認証に申請して、認証を取得することで、
サロン運営に関する正確な法的知識が得られて、
実際のサロン運営に活かせるようになるんです。

それともうひとつ、今まで学んできたように、
消費者保護に対する法改正が、次々に行われているでしょ？

それらの法改正の正確な情報は、一般的にはなかなか入手しにくい情報ですし、
またその情報を得られたとしても、
実際にそれをどのように自分のサロン運営に反映すればよいのかわからなくて、
常に頭を悩ますことになってしまうのね。

《エステティックサロン認証》を取得しているサロンへは、
法改正の都度、日本エステティック機構からその連絡と対策の指導があるので、
常にサロンのコンプライアンスに自信を持って運営していくことが出来る！
ということなの。

ゆうちゃん：「うわぁ～！それは助かるね。」

そうでしょ～？

その《エステティックサロン認証》に掛かる費用は、【2019年10月現在】

◆ 都度払いサロンの場合

3年間で 60,000 円（1年 = 20,000 円 ・ 1カ月 = 1,677 円）

◆ 都度払い以外（特定継続的役務契約）

3年間で 90,000 円（1年 = 30,000 円 ・ 1カ月 = 2,500 円）です。

（税抜価格）

エステティックサロン認証を申請するには、応募要項がありますので、
詳しくは、日本エステティック機構のホームページからご確認ください。

ゆうちゃん、歴史を学ぶ意味のみつつめは何だったかな？

ゆうちゃん：「えっと、常に社会が変化していることに気付けるようになったら、
『今、自分が何のために、どう行動すべきなのか！』
ということが、自分で考えられるようになる。」

はい。そうでしたね。

ゆうちゃんも、皆さんも、しっかり自分の頭で考えてみてくださいね～。

ゆうちゃん：「はい。」

それでは次は、《エステティック機器認証》です。

4. エステティック認証制度 《 エステティック機器認証 》

いろいろなエステティックサービスを提供するためには、
エステティック機器はとっても重要よね。

そのエステティック機器だけど、
海外から輸入される機器の中には、安全性が確認できない機器も増えていて、
取扱いを間違えると事故に繋がってしまうようなものもあるのね。

第4章の「**薬機法**」で学んだように、
美容機器には許認可が必要ないことから、一般的には、美容機器として認識されてい
ても、法的には、美容機器としての位置づけがないのね。
だから、海外から輸入される時には雑貨として扱われていて、その安全性を行政機関
は、ほとんど確認していないんです。

実際に、海外では医療機器として使用されている機器を日本に雑貨として輸入して、
エステティックサロンに美容機器として販売し、消費者の火傷被害などから、
未承認医療機器を販売したとして、
「**薬機法違反で摘発、代表者と社員が逮捕**」されたメーカーもあったのよ。

エステティック機器は高額なものが多いので、
簡単に買い替えられる物ではないわよね。

その機器を購入していたサロンは、
その後、その機器は使用することができなくなってしまったので、
サロンにとっては、大きな痛手よね。

機器を購入する時には、
「**薬機法違反が疑われる効能・効果**」の表示を疑う知識を持って、
安全性の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の確認をしっかりと行なってから
購入してくださいね。

一般的な量販店などで販売されている電化製品などは、
《**電気用品安全法**》の規定に基づいて製造販売されているのね。
その規定に適合していなければ、量販店などでは取り扱いをしてもらえないんです。

だけど、一般の消費者ではないエステティックサロン向けの美容機器には、その規制がありません。

自社で《電気用品安全法》の規定に基づいた製造販売をしているメーカーもたくさんありますが、そうではないメーカーもたくさんあるということね。

《エステティック機器認証》制度は、消費者が安心してトリートメントを受けられるように、エステティシャンがサロンで使用するエステティック機器に関する安全性を確保することを目的としている制度です。

そのため、「エステティック機器認証規格」では、電気を使用するエステティック機器の認証にあたり、電氣的安全を確保するため、《電気用品安全法》の規定に基づいて、《電気用品技術基準》など、電気用品の技術上の基準を定める省令の遵守や、認定試験機関にて製品試験を行ないます。

また、製品試験による機械の安全性だけでなく、生産工程のシステムや取扱説明書などの審査も行って、生産工程の環境や、使用者に配慮しているかどうかも審査の対象になっています。そうやって、審査に合格した機器には、【機器認証マーク】を貼ることができるんです。

それを取引先のエステティックサロンや、サロンでエステティックサービスを受けるお客様に表示することで、「安全で安心」なエステティック機器としての証明ができて、エステティシャンには安心して施術サービスを提供してもらえて、お客様には安心して施術を受けてもらえる、ということなんです。

ゆうちゃん：「うわあ～！それは安心だね。」

そうでしょ～？

だけど、エステティック機器認証を取得している機器は、まだとっても少ないのが現状なんです。

機器メーカーの皆さまは、取引先のエステティシャンが安心して施術サービスを提供できて、お客様が安心して施術サービスを受けられるように、エステティック機器認証の取得を是非、検討してくださいね。

それでは次は、《エステティシャン試験制度認証》です。

5. エステティック認証制度 《エステティシャン試験制度認証》

エステティックサービスを提供する上で、最も重要なのは、エステティシャンですね。

日本国内には、様々なエステティシャンの資格がありますし、海外でその国の国家資格を取得している方もありますね。

ですが日本では、エステティシャンは国家資格ではないので、資格の基準が一定ではありません。

なので、お客様から見ると、担当するエステティシャンが、どのようなレベルの知識や技術を習得しているのか、よくわからないんですね。

実際に、数日間の研修を受けただけで、エステティシャンと名乗れてしまうのも現実で、今でもその未熟な技術に対して、国民生活センターへの消費者相談も数多く寄せられています。

《**エステティック試験制度認証**》は、

エステティシャンが一定水準の知識と技術を有し信頼性が高まることで、消費者が安心してエステティックサービスを受けられることを目的としています。

2007年（平成19年）に発表された《**エステティック試験制度認証**》の、エステティシャン指針の**教育理念**は、

エステティックを職業とし、エステティシャンとして成長し得るための、基本となるエステティックの知識と技術、ホスピタリティーマインド、法令遵守の精神を持つ人を育て、その人のエステティシャンとしての生涯にわたる成長の機会を提供し続ける。

とあり、カリキュラムには、

エステティックの基本となる知識や技術の習得だけでなく、サロン運営における「**契約・営業上の課題**」と「**安全・衛生上の課題**」を理解し、サロン運営に反映させるための、ホスピタリティーマインド、関連法規に対する法令遵守、安全・衛生基準などの公衆衛生に関する知識の習得が含まれています。

日本エステティック機構が公開している

「エステティシャン指針」や「エステティシャン試験制度認証基準」などでは、信頼できる機関での制度運営や受験資格を得るための教育カリキュラム、実務経験の内容や試験制度の合格条件の明確化などを定めていて、その内容に沿っているかどうかの審査を行った上で、それに適合するエステティシャン試験制度に対して認証が与えられています。

そして、認証された試験によって実施された試験に合格した方には、日本エステティック機構の認証マークが入った合格証が発行されます。

これらは、現在《**エステティック試験制度認証**》を取得している試験制度です。

【300時間相当 認証試験合格証】

エステティシャンセンター試験

受験資格は、《300時間相当の履修・1年以上の実務経験者》で、

- ◆ 試験機関は、日本エステティック試験センターです。
登録養成校は、
 - ◇ 日本スパ・ウェルネス協会
 - ◇ 日本エステティック業協会
 - ◇ 日本エステティック協会
 - ◇ ICAM日本支部 があります。

【1000時間相当 認証試験合格証】の試験機関と名称は、

- ◆ ソワンエステティック協会 認定ビューティセラピスト
- ◆ 日本エステティック業協会 認定上級エステティシャン
- ◆ 日本エステティック協会 認定上級エステティシャン です。

まだ、エステティシャンとしての資格を取得していない方や、他団体の資格は取得しているけれど、キャリアアップを目指す方は、

【**認証試験制度**】の資格取得を目指してくださいね。

ゆうちゃんも、もう少し大きくなったら、まずはここからね～。

ゆうちゃん：「はい。いくつかあるから、色々調べなくっちゃ！」

そうね、
それぞれの認証試験機関の特徴もあるし、
認定校の通信教育もあるので、自分に合いそうなところを探してみてね。

ゆうちゃん：「はい。」

《**エステティック認証制度**》に関するお問い合わせは、
日本エステティック機構 | **検索** (TEL 03-3230-8002)
お電話、ホームページから、お問合せください。

それでは、つぎは、《**エステティック業界の展望**》です。

ゆうちゃん：「はい。」



6. エステティック業界の展望

現在の日本は、世界のトップを争う長寿国になっていますね。

エステティック業は、

『**皮膚を美化して、体型を整えるための指導や施術を行う**』職業ですが、その《**美**》の土台になるのは、《**健康**》です。

エステティック業は、その健康の分野でも、大きな役割が期待されています。

戦後復興の中で、「国民の栄養改善を目的」として、1952年（昭和27年）に制定された《**栄養改善法**》に代わるものとして、2002年（平成14年）に、《**健康増進法**》が施行されました。

《**健康増進法**》の目的は、

急速な高齢化や、若年層の生活習慣病の増加などから、国民の健康増進を図るための対策を行なって、生活習慣の正しい知識の普及に努めて、国民が健康で長生きできるようにすることを目的として、基本的な事項が定められています。

法律の対象は国民と、健康増進事業実施者で、国民にも責務として、生活習慣の重要性を理解し、生涯にわたって健康増進に努めなければならないとしています。

その実現のために、

経済産業省のヘルスケア産業課は、「**健康寿命の延伸**」を掲げています。

エステティック業は、このヘルスケア産業の『**健康寿命延伸産業**』として温泉療養と共に《**リフレッシュ産業**》に位置づけられています。

経済産業省では、地域社会包括システムとして、公的な医療・介護保険事業と、公的保険外のサービスの連携した、予防・健康管理に関する新たな仕組みづくりを進めていて、エステティック業も、そのサービスのひとつとして期待されているんです。

このように、公的医療・介護保険事業と、公的保険外サービスの連携をする時に、公的保険外サービスの事業者が、どんな事業者なのか、信頼できるのかどうか、事業者からの情報だけではよくわからないでしょ？

そこで、よくわからないという事業者のグレーゾーンを解消するために、事業者の品質評価に対する基準が求められているんです。

エステティック業においては、その事業者の品質評価として、既に、『**日本エステティック機構の認証制度が存在する**』と認められています。

2019年（令和元年）10月には、経済産業省の「ヘルスケアサービスガイドラインリスト」に登録されました。

経済産業省 「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」について
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/index_2.html

業界自主ガイドラインリスト
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/guidlinelist.pdf

また、エステティック業のエステティシャンという職業に対して、2018年（平成30年）に、厚生労働省より「職業能力評価基準」が策定、発表され、職業としての整備も進められています。

https://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/syokunou/shokugyounouryoku/55_este/eshtec.html

エステティック業は、現状の課題はあるけれど、エステティック業に携わるひとりひとりが関連する法律を守って、健全な運営を行なっていき、それを一般の消費者や他の事業者へも、わかりやすく【**認証マーク**】で表示していくことで、エステティック業界全体はもっともっと発展していく可能性があるんです。

ゆうちゃん：「すごい！すご～い！エステティシャンになるのが、ますます楽しみになってきた！」

ゆうちゃんが素敵なエステティシャンになるのを楽しみにしているわね。

ゆうちゃん：「は～い。頑張ります！」

それでは、最後に、《**コンプライアンスとは**》

7. コンプライアンスとは

『コンプライアンス』という言葉は、よく聞かれるようになりましたね。

コンプライアンス = 『**法令遵守**』法律を守って経営をすること

と理解されている方も多いようですが、実際にはもっと大きな意味を持っています。

大きくは、《**法律を守る**》という事と《**倫理を守る**》という事の2つです。

コンプライアンスは、『**事業者が法律や倫理を守って経営を行う**』という事なのね。

では、《**倫理を守る**》とは、どういうこと？

倫理とは、善と悪という判断があって、『**倫理を守る**』とは、自らがその《**善**》を選ぶということなのね。

例えば、「赤信号、みんなで渡れば怖くない」って、ある芸人さんが言い出して流行った言葉ね。そんな風にみんなで赤信号を渡ろうとした時に、パトカーがいて取締りをしていたら、「つかまっちゃう！」と思って多くの人は止まるよね。

これは、法の【**規制**】による抑止力ですね。

だけど、実際にみんなが赤信号を渡っていたとしたら、交通ルールが乱れて、あちらこちらで事故が起きちゃうわよね。

道路交通法も、みんなが決められたルールを守らないと危険だから、決められているルールなのね。

今まで学んできた法律と同じように、自分たちを守るためのものなの。

それじゃ、ゆうちゃん、

もし、自分が赤信号を渡っちゃおうとした時に、

向かい側で小さな子供を連れた親子が信号待ちしていたら、どうする？

ゆうちゃん：「小さな子のお手本にならないといけないし、赤信号を渡ってるのを真似されちゃったら危ないし、ゆうは、止まるわ。」

そうね。多くの方はきっとそうよね。

それはね、社会の法律として、

赤信号は『止まれ』というルールを知っているから判断できるのね。

《倫理を守る》ということも、

そもそも法律を知らなければ、その正しい判断もできないの。

ゆうちゃん：「ほんとだ〜！」

法律を守る！と言っても、規制されているから、最低限は守るというのと、法律を正確に学んで、自分自身が積極的に、《善》を選択して運営を行なうというのでは、企業やサロンとしての在り方としては、まったく異なるわよね。

スポーツでも、【ルール】を知らなければ、試合自体も成立しないし、勝つこともできないでしょ？

【ルール】を正確に学んで、個人の能力を高めて、

その上で作戦を練って、そして《スポーツマンシップ》に則って戦うのよね。

みなさんも、ゆうちゃんも、今回は、

エステティックサロンの運営に関連する法律【ルール】をたくさん学びましたね。

その学びを活かして、みなさんのサロンが、**コンプライアンス** 法律や倫理を守って、お客様に永く喜ばれるサロンになることを願って、この講座を終了します。

ゆうちゃん、よく頑張りましたね〜〜〜(*^▽^*)

ゆうちゃん：「は〜い！ゆうも素敵なエステティシャン目指して、法律と倫理を守れるように、これからも頑張ります！」

では皆さん、またどこかでお会いしましょう〜♪

【参考文献など】

日本エステティック機構 ホームページ

2002年（平成14年）経済産業省 《特定サービス産業実態調査》

公益財団法人 日本生産性本部 『レジャー白書 2017』

H26. 6. 23 経済産業省 商務情報政策局 ヘルスケア産業課

H26. 9. 2 経済産業省 ヘルスケア産業課 《ヘルスケア産業政策について》

H30. 4. 18 経済産業省 次世代ヘルスケア産業協議会 事務局

《次世代ヘルスケア産業協議会の今後の方向性について》

経済産業省 ホームページ

「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」について

「業界自主ガイドラインリスト」

厚生労働省 ホームページ

「職業能力評価基準」

